

議案第 18 号

小田原市都市公園条例及び小田原市体育施設条例の一部を改正する条例

[改正理由]

上府中公園に有料の公園施設として新たにバスケットコートを設置することとし、その名称、利用料金の上限額等を定めるため改正する。

[内 容]

1 小田原市都市公園条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

上府中バスケットコートを有料の公園施設とすることとする。（別表第 1 関係）

2 小田原市体育施設条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

上府中公園に設置するバスケットコートの名称、利用料金の上限額等を次のように定めることとする。

(1) 名称及び位置（第 2 条関係）

ア 名称 上府中バスケットコート

イ 位置 小田原市永塚 40 番地

(2) 使用期間、休場日及び使用時間（第 3 条～第 5 条関係）

ア 使用期間 1 月 4 日から 12 月 27 日まで

イ 休場日

(ア) 月曜日

(イ) 休日の翌日（日曜日又は休日を除く。）

ウ 使用時間 午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 利用料金の上限額（第 17 条及び別表第 2 関係）

使用方法	区 分		金額（1 時間につき）
専用	コート 1 面	市民	300 円
		市民以外の者	600 円

[適 用]

令和 5 年 4 月 1 日